

AFS 福岡青少年国際交流キャンプ 2018 参加規程

公益財団法人 AFS 日本協会（以下 AFS）は、交換留学を通して個人レベルで国際間のより深い相互理解を図り、世界平和へと前進することを目的とする非政治的、非営利的、宗教色のない民間団体です。

AFS が主催するこの「AFS 福岡青少年国際交流キャンプ 2018」は、高校生を中心とするキャンプ参加者と世界各国より来日している AFS 留学生が共に同じ時間を過ごし、様々な活動やディスカッションを通じてお互いに異文化を体験することが目的です。

以下の参加規程をご理解いただいた上で参加されますようお願いいたします。

1. キャンプの期間は、AFS の定める集合場所に到着した時点から AFS の定める解散場所で解散するまでの間とします。それ以外の旅行手続き及びそれに関わる一切の費用の責任は参加生とその保護者にあります。
2. 参加生にはプログラム中、AFS またはそのボランティアスタッフの指示に従っていただくことになります。AFS またはそのボランティアスタッフの指示に反する参加生の行動により生じた損害、傷害については AFS 及びそのボランティアスタッフに責任はありません。
3. AFS は、国内旅行傷害保険（参加費に含まれます）をかけておりますが、プログラム参加中、参加生本人が上記第 2 項に則らぬ行動を取った場合及び本人の過失による損害、傷害についての賠償請求に関しましてはいかなる責任も負いません。プログラム参加中の参加生の行為により生じた損害、傷害についてなされた賠償請求に関してはすべて参加生とその保護者の責任となります。
4. 手術後の者、心臓・腎疾患患者、高血圧症の者及び深刻なアレルギーを持っている者は施設の規則により参加することはできません。
5. 参加生とその保護者は本規程に定める条件のもとに、AFS が指定した方法で指定した期日までに参加費全額を AFS に支払います。参加費の支払い期日後、キャンプへの参加を辞退する場合、AFS はその理由のいかんを問わず、参加生とその保護者が支払った参加費から、参加辞退の意思表示があった時点に応じて、下記のキャンセル料を差し引いた上、残りの金額を参加生とその保護者に払い戻します。振込手数料は、辞退した参加生とその保護者の負担となります。なお、AFS にご連絡の上、参加権をお友達にお譲りになることもできます。
6. キャンプ開始以前に AFS が台風や地震等の自然災害を理由にプログラムを中止した場合、AFS は参加生の支払った参加費を全額払い戻し致します（振込手数料は受取人負担）。それ以外のやむを得ない理由で中止する場合、AFS は参加生の支払った参加費を、全額払い戻し致します。なお、キャンプ開始以降は予定が一部変更されても、払い戻しは致しません。
7. 医療に関わる緊急事態が生じ、手術や他の処置が必要で時間に余裕のある場合、AFS は保護者に連絡を取り、許可を得ます。ただし、保護者に連絡を取る時間的余裕がなく、その状況にもないと AFS が判断した場合、AFS が保護者に代わり、医師の勧めに従い、その監督のもとで行われる医療処置、レントゲン検査、麻酔、輸血、その他内科的または外科的診断、治療、入院に同意します。緊急医療に関わる措置に関して、AFS は何ら責任を負いません。
8. 健康上の問題、不適応または違法行為もしくは集団生活にそぐわない言動があるため、参加生のキャンプ参加の継続が難しいと AFS が判断した場合、参加生に早期帰宅していただくことがあります。その場合は、保護者に現地まで参加生を迎えに来ていただきます。保護者の現地出迎え費用及び参加生の早期帰宅にかかる費用は保護者の負担となります。この場合、参加費はお返し致しません。
9. AFS は、個人情報重要なものとして認識し、その取り扱いについては細心の注意を払います。AFS が取得する参加生などに関する個人情報は、AFS プログラムの実施に必要な範囲内でのみ保管し必要な場合に限り利用します。
10. 参加生及びその保護者は、参加生の写真、フィルム、ビデオ（以下、「肖像」）を AFS がプログラムの推進活動の資料として時折使用することを了解します。参加生及びその保護者は、参加申込書及び保護者承諾書の署名をもって、AFS に対し、以下の権利、すなわちキャンプ参加中の参加生のインタビューや手紙の抜粋、肖像、音声録音、その他肖像の静止画像または活動画像一切を、合法的かつ正当な目的のために使用、出版、再生する権利及びこれに関連して参加生の氏名を使用する権利を付与します。

以上